

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

処理施設の維持管理に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号に規定する基準を遵守します。

- 1 ピット・クレーン方式によって焼却炉にごみを投入する場合は、常時、ごみを均一に混合します。
- 2 焼却炉へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
- 3 焼却炉内の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちます。
- 4 焼却灰の熱しやく減量が10パーセント以下になるように焼却します。
- 5 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 6 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを焼却し尽くします。
- 7 焼却炉中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 10 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 11 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 12 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が基準以下となるようにごみを焼却します。
- 13 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を年二回測定し、かつ、記録します。
- 14 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 15 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。
- 16 ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
- 17 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。